告　　示

○農林水産省環境省告示第二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、及び特定国内種事業に係る届出等に関する省令（平成五年総理府令農林水産省第一号）第七条第二項の規定に基づき、電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年環境庁農林水産省告示第一号）の一部を次のように改正し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から適用する。

平成三十年四月三日

農林水産大臣　齋藤　健
環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準 1　特定国内種事業に係る届出等に関する省令第7条第1項の保存をする場合には、別表に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。	電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準 1　特定国内種事業に係る届出等に関する省令第4条第1項の保存をする場合には、別表に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。

○経済産業省環境省告示第二号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに特定国際種事業に係る届出及び特別国際種事業の登録等に関する省令（平成七年総理府通商産業省令第二号）第四条第二項及び第十九条第二項並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関及び第三十三条の二十六第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年経済産業省環境省令第三号）第四条第三項の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年経済産業省環境省告示第二号）の一部を次のように改正し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から適用する。

平成三十年四月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別表第2 保存等	**別表第2** 保存等
（前略）特定国際種事業に係る届出等に関する省令（平成7年総理府・通商産業省令第2号）第2条の2第1項の保存、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の8第1項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年経済産業省・環境省令第3号）第4条第3項（後略）	（前略）特定国際種事業に係る届出等に関する省令（平成7年総理府・通商産業省令第2号）第4条第1項及び第19条第1項の保存、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の15第1項に規定する事業登録機関及び第33条の26第1項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年経済産業省・環境省令第3号）第4条第3項の保存（後略）

○環境省告示第三十五号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）第十一条第三項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件を次のように定め、平成三十年六月一日から適用する。

平成三十年四月三日

環境大臣　中川　雅治

国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件

（定義）

第一条　この告示において使用する用語は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において使用する用語の例による。

（個体識別措置）

第二条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十一条第三項に規定する環境大臣が定める措置は、次の各号に掲げる国際希少野生動植物種の種ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一　規則第十一条第三項第一号、第三号又は第四号に掲げる種　国際希少野生動植物種の種類ごとに別表埋込み部位欄に定める部位にマイクロチップの埋込みを行うこと。